

こしきしま マイカー プラン

フェリー航送

限定**300**台
鹿児島県民限定

開催期間 **2020.9.1**火 ~ **11.30**月

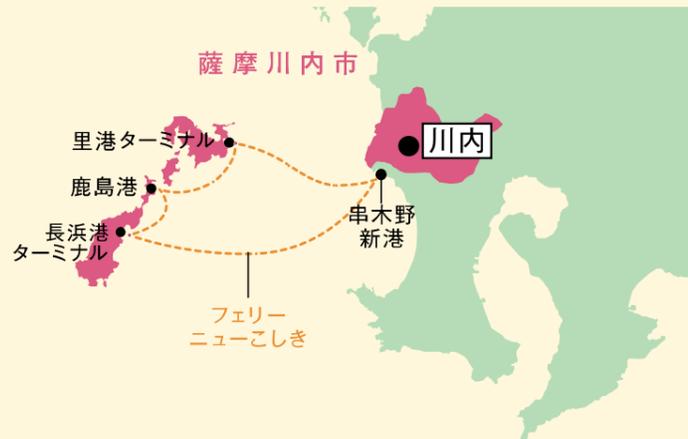
フェリーニューこしき行程 (お時間をお選びください)

①下り (串木野新港～甑島) 11:20発 **串木野新港** ▶ **里 港** ▶ **長浜港** 12:35着 14:20着

②下り (串木野新港～甑島) 16:40発 **串木野新港** ▶ **里 港** ▶ **長浜港** 17:55着 19:05着

①上り (甑島～串木野新港) 7:45発 **長浜港** ▶ **里 港** ▶ **串木野新港** 9:30発 10:45着

②上り (甑島～串木野新港) 14:35発 **長浜港** ▶ **里 港** ▶ **串木野新港** 12:50発 16:15着



ご旅行条件[抜粋] ※事前にご確認の上、お申し込みください。

①募集型企画旅行契約

- このご旅行は株式会社薩摩川内市観光物産協会(以下当社といいます)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約を締結することになります。
- 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関などの提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス(以下旅行サービスといいます)の提供を受けることができるように手配を行い、印字することを引き受けます。
- 募集型企画旅行契約の内容、条件はこのパンフレット、出発前にお渡しする確定書面(最終日程表)および当社旅行業務取扱募集型企画旅行契約の部(以下「当社約款」といいます)によります。

②お申込み(旅行契約)

(1)当社または当社の受託営業所にて(以下「当社ら」といいます)当社所定の旅行申込書に所定の事項を記入のうえ、お1人様につき下記のお申込み金をお申し込みください。申込み金は旅行代金、取消料または返約料のそれぞれ一部または全部として取り扱います。

区分	申込金(おひとり様)
旅行代金が15万円以上	旅行代金の20%～旅行代金まで
旅行代金が10万円以上15万円未満	30,000円～旅行代金まで
旅行代金が5万円以上10万円未満	20,000円～旅行代金まで
旅行代金が3万円以上5万円未満	10,000円～旅行代金まで
旅行代金が3万円未満	6,000円～旅行代金まで

また、旅行契約は、当社が締結を承諾し、申込みを受領した時に成立するものとします。ただし、特定コースに適用される場合があります。

(2)当社らは、電話、郵便・ファクシミリその他の通信手段による募集型企画旅行契約の予約を受け付けます。この時点では成立しておらず、当社が予約承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に申込みを受領します。この期間内に申込みを提出されない場合は、予約はなかったものとして取り扱います。

③旅行代金とお支払い

- 旅行代金とは契約前に旅行代金として表示した金額をいいます。ただし、パンフレットに記載(または個人部屋を使用される場合や航空機・宿泊機関のクラス変更等の追加代金がある場合はこれを加算し、割引・減算した額をいいます。
- 本項(1)の代金の額は、申込み、取消料および変更補償金を算出する際の基準となります。
- 旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日前までにお支払いください。

④旅行代金に含まれるもの

- 日程に表示している航空・船給・鉄道等利用交通機関の運賃・料金には、運送機関の課す付加運賃・料金(燃料費)が対峙するため、一定の期間及び一定の条件下に限りあらゆる旅行者に一律に課されるものに限ります。
- 日程に表示している送迎、移動バス等の料金
- 日程に表示している観光の料金(バス、ガイド、入場等の料金)
- 日程に表示しているホテル料金(2人部屋にお2人の宿泊を基準)。尚、一部訪問中・都市において、現地交通機関の乗車料金は含まれておりません。
- 日程に表示している食事料金
- 添乗員同行コースの同行費用

⑤旅行代金に含まれないもの

- 前項に記載したもの以外は旅行代金に含まれません。その一部を例示します。
- 超過手荷物料金(規定の重量、容量、個数を超えるもの)
- クリーニング代、出張料、ホテルのボーイ、メイド等に対するチップ、追加飲料等個人的な嗜好品の代金
- 一部訪問都市にて、宿泊期間が現地にて宿泊者個々より徴収する税金等の諸費用
- 傷害疾病に関する医療費用等
- 日本国内の航空施設使用料及び旅客保安サービス料
- 旅行日程中の空港税・出国税及びこれに類する諸税
- 運送機関の課す付加運賃・料金(燃油サーチャージ)
- 自宅から発着駅等集合・解散地点までの交通費、および宿泊費等選航手続き取扱料金等)
- 任意の国内旅行保険料
- オプションツアー費用

⑥確定書面

確定書面(最終日程表)は旅行開始日の前日までにお渡しします(旅行開始日の7日前頃までに交付するように努力いたします)。添乗員が同行しない場合は、旅行代理業務を行う手配担当者との連絡先は確定書面(最終日程表)でお知らせします。

⑦旅行契約内容・代金の変更

当社は天災地災、騒乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の旅行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の責任とできない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。また、その変更に伴い旅行代金を変更することがあります。著しい経済情勢の変動により通常予想される程度を大幅に超えて利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合は旅行代金を変更することがあります。増額の場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお知らせします。

⑧取消料のかかる場合(お客様による旅行契約の解除)

- お客様は表記の取消料を支払って旅行契約を解除することができます。
- 取消受付日は、当社の営業時間内にお客様より取消のお申し込みを確認した時とします。
 - ①当社の責任とされないローン、選航手続き等の事由によるお取り消しの場合も表記取消料をいただきます。
 - ②取消料の対象となる旅行代金は第3項の追加代金を含めた合計額です。
 - ③コース又は出発日を変更された場合も下記の取り消し料の対象となります。

旅行契約の解除期日	申込金(おひとり様)
1)21日目にあたる日以降の解除	無料
2)10日目にあたる日以降の解除(3～7を除く)	旅行代金の20%
3)7日目にあたる日以降の解除(4～7を除く)	旅行代金の30%
4)旅行開始日前日の解除	旅行代金の40%
5)当日の解除(6を除く)	旅行代金の50%

【限定300台】マイカーで甑島をお得に旅行プランにつきましたは、ご好評につき、完売いたしました。ありがとうございました。

⑨旅程保証

当社は、旅行日程にご旅行条件書23項の重要な変更が行われた場合は、その約款の規定により、その変更の内容に応じて旅行代金の1%～5%に相当する額の変更補償金をお支払いします。変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。また、1旅行契約についての変更補償金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。

⑩お客様の責任

- 当社はお客様の故意または過失、法令もしくは公序良俗に反する行為により当社が損害を被ったときはお客様は損害を賠償しなければなりません。
- 旅行者は、当社から提供された情報を活用し、旅行者の権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
- 旅行者は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたら認識したときは、旅行地において速やかにその旨を当社、当社の手配代行者又は当該旅行サービス提供者に申し出なければなりません。

⑪旅行条件の基準期日

この旅行条件は2020年7月1日現在の旅行・料金を基準としております。

⑫個人情報のお取扱いについて

お客様よりお預かりする個人情報のお取扱いについては、ご旅行条件書巻末の「個人情報のお取扱いについて」をご確認ください。

⑬その他

- お客様のご便宜をはかるためにお土産品のご案内をすることがありますが、お買い物に関しましては、お客様の責任で購入していただきます。
- 当社はいかなる場合でも旅行の再実施はいたしません。



薩摩川内観光物産キャラクター
西郷つん

フェリー航送+フェリー運賃+宿泊(1泊2食付)でお得なプラン



ホテル ことしきしま親和館

民宿 石原荘

HOTEL AreaOne KOSHIKI ISLAND

FUJIYA HOSTEL



株式会社 薩摩川内市観光物産協会 観光旅行事業部

〒895-0024 薩摩川内市鳥追町1-1 (JR川内駅2階) 鹿児島県知事登録旅行業 第2-236号
一般社団法人 全国旅行業協会 正会員 総合旅行業務取扱管理者 三宅 泰史

※総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。この旅行契約に関して、担当者からの説明にご不明な点があれば、ご遠慮なく取扱管理者にお訊ください。

添乗員は同行いたしません。
最少催行人数: 2名から

お問い合わせ
お申込み先
(企画・実施)

鹿児島県知事登録旅行業第2-236号
(株)薩摩川内市観光物産協会
観光旅行事業部

いいしま
TEL 0996-25-1140
さつまсенだいで観光局 検索



100%絶景の島。
薩摩川内 薩摩国 甑島

